

# スケート場をご利用の皆様へ

65歳以上の方または障害者手帳をお持ちの方で、スケート場をご利用の際は減免適用の対象となり、料金が半額になります。

なお詳細につきましては、受付までお尋ねください。（減免規定は下記のとおり）

※必ず身分証明書または障害者手帳をお持ちください。

## 記

- (1) 身体障害者(身体に障害のある者のうち、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳を有するものをいう。以下同じ。)及びその介護者1名が利用するとき。
- (2) 知的障害者(療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号通達)により療育手帳を交付されているものをいう。以下同じ。)及びその介護者1名が利用するとき。
- (3) 精神障害者(精神に障害のある者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳を有するものをいう。以下同じ。)及びその介護者1名が利用するとき。
- (4) 65歳以上の者が利用するとき。

岡山県津山陸上競技場